

令03原機(サ保)049
令和3年8月3日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定の
変更認可申請の補正について

令和3年6月9日付け令03原機(サ保)036をもって申請した国立研究開発
法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安
規定の変更認可申請を、別紙のとおり補正いたします。

1. 補正の内容

令和3年6月9日付け令03原機(サ保)036をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請を以下のとおり一部補正する。

なお、既に認可を受けている保安規定に対し、一部補正を含めた変更の内容を別添に示す。

該当箇所	補正前	補正後
別紙	<p>核燃料物質使用施設保安規定の変更</p> <p>1. 変更の内容</p> <p>(1) プルトニウム燃料第三開発室 仕上検査室(1)(FP-110)に設置した扉について、解体前廃棄物一時保管設備3の解体撤去が終了し、新設する粉末秤量・均一化混合設備の粉末調製室(1)への搬入が終了するため、第I-2-(21)図を変更する。</p> <p>(2) J棟において、廃油保管庫に保管中の廃油を難処理有機廃棄物の処理に係る試験に用いることに伴い、第II編第33条第6項を新たに追加する。</p> <p>(3) J棟において、難処理有機廃棄物の処理に係る試験により発生した残さを保管することに伴い、第II-7表を変更する。</p> <p>(4) プルトニウム燃料第三開発室において、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことに伴い、第III編第27条の2第7項から当該設備に係る記載を削除する。</p> <p>(5) プルトニウム燃料第二開発室において、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うことに伴い、臨界管理ユニットD033に係る記載を第III-1-(9)表から第III-1-(11)表に変更する。</p> <p>(6) プルトニウム燃料第二開発室において、品質管理工程設備の一部を解体・撤去することに伴い、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載を第III-1-(10)表から第III-1-(11)表に変更する。</p> <p>(7) プルトニウム燃料第二開発室において、解体・撤去を行う設備のうち、グローブ</p>	<p>核燃料物質使用施設保安規定の変更</p> <p>1. 変更の内容</p> <p>(1) プルトニウム燃料第三開発室 仕上検査室(1)(FP-110)に設置した扉について、解体前廃棄物一時保管設備3の解体撤去が終了し、新設する粉末秤量・均一化混合設備の粉末調製室(1)への搬入が終了するため、第I-2-(21)図を変更する。</p> <p>(2) J棟において、廃油保管庫に保管中の廃油を難処理有機廃棄物の処理に係る試験に用いることに伴い、第II編第33条第6項を新たに追加する。</p> <p>(3) J棟において、難処理有機廃棄物の処理に係る試験により発生した残さを保管することに伴い、第II-7表を変更する。</p> <p>(4) プルトニウム燃料第三開発室において、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことに伴い、第III編第27条の2第7項から当該設備に係る記載を削除する。</p> <p>(5) プルトニウム燃料第二開発室において、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うことに伴い、臨界管理ユニットD033に係る記載を第III-1-(9)表から第III-1-(11)表に変更する。<u>また、変更した第III-1-(11)表に注記を追加し、臨界管理ユニットの範囲を明確にする。</u></p> <p>(6) プルトニウム燃料第二開発室において、品質管理工程設備の一部を解体・撤去することに伴い、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載を第III-1-(10)表から第III-1-(11)表に変更する。</p> <p>(7) プルトニウム燃料第二開発室において、解体・撤去を行う設備のうち、グローブ</p>

該当箇所	補正前	補正後
	<p>ボックス No. W-9 及び F-1 (一部) の解体・撤去が終了したことに伴い、臨界管理ユニット W009 に係る記載を第Ⅲ-1-(11) 表から削除する。</p> <p>(8) プルトニウム燃料第三開発室において、ペレット製造工程設備として受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を設置することに伴い、臨界管理ユニット UFP-20 に係る記載を第Ⅲ-1-(12) 表に追加する。</p> <p>(9) 記載の適正化を図る。</p> <p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、扉を撤去し、壁に戻すため</p> <p>(2) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、廃油保管庫に保管中の廃油をJ棟における試験に用いるため</p> <p>(3) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、J棟において、試験により発生した残さを保管するため</p> <p>(4) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、解体・撤去が終了した解体前廃棄物一時保管設備3に係る記載を削除するため</p> <p>(5) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため</p> <p>(6) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する設備とするため</p> <p>(7) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、解体・撤去が終了したグローブボックス No. W-9 及び F-1 (一部) に係る記載を削除するため</p> <p>(8) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、ペレット製造工程設備として設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用を開始するため</p>	<p>ボックス No. W-9 及び F-1 (一部) の解体・撤去が終了したことに伴い、臨界管理ユニット W009 に係る記載を第Ⅲ-1-(11) 表から削除する。</p> <p>(8) プルトニウム燃料第三開発室において、ペレット製造工程設備として受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を設置することに伴い、臨界管理ユニット UFP-20 に係る記載を第Ⅲ-1-(12) 表に追加する。</p> <p>(9) 記載の適正化を図る。</p> <p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、扉を撤去し、壁に戻すため</p> <p>(2) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、廃油保管庫に保管中の廃油をJ棟における試験に用いるため</p> <p>(3) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、J棟において、試験により発生した残さを保管するため</p> <p>(4) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、解体・撤去が終了した解体前廃棄物一時保管設備3に係る記載を削除するため</p> <p>(5) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため</p> <p>(6) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する設備とするため</p> <p>(7) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、解体・撤去が終了したグローブボックス No. W-9 及び F-1 (一部) に係る記載を削除するため</p> <p>(8) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、ペレット製造工程設備として設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用を開始するため</p>

該当箇所	補正前	補正後
	<p>(9) 記載の適正化を図るため</p> <p>3. 施行期日 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。<u>ただし、変更後の第Ⅰ－２－(21)図及び第Ⅲ－１－(12)表については、核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受けて設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認(核燃料物質の使用等に関する規則第2条の7の規定に基づく使用前確認証の交付)の日をもって施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(9) 記載の適正化を図るため</p> <p>3. 施行期日 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>変更後の第Ⅰ－２－(21)図及び第Ⅲ－１－(12)表については、核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受けてプルトニウム燃料第三開発室に設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認(核燃料物質の使用等に関する規則第2条の7の規定に基づく使用前確認証の交付)の日</u></p> <p>(2) <u>変更後の第Ⅱ－7表については、核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受けてJ棟に設置する残さの保管場所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認(核燃料物質の使用等に関する規則第2条の7の規定に基づく使用前確認証の交付)の日</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

該当箇所	補正前	補正後
別添	<p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定新旧対照表」のとおり (令和3年6月9日申請)</p>	<p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定新旧対照表」のとおり (令和3年6月9日申請。<u>令和3年8月3日補正</u>)</p>

2. 補正の理由

令和3年6月9日付け令03原機(サ保)036をもって変更認可を申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定について、プルトニウム燃料第二開発室の灰化試験室(F-102)に係る臨界管理ユニットをより明確にするとともに、J棟に設置する残さの保管場所に係る規定の施行期日を追加するため。

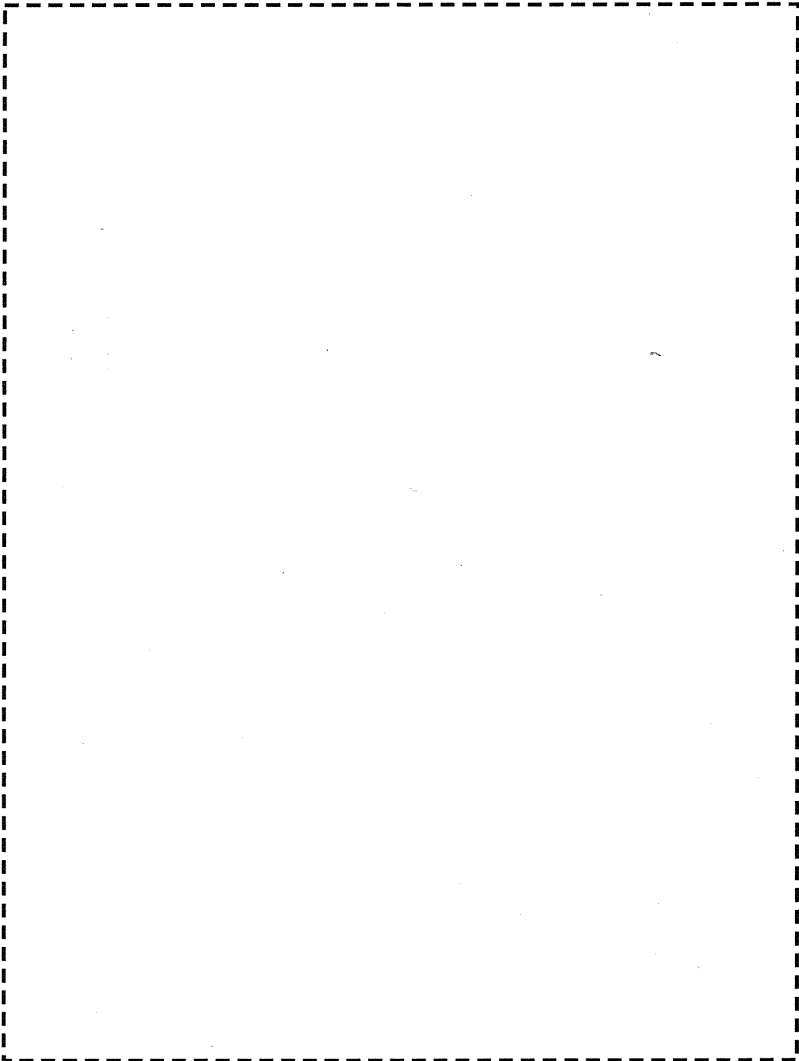
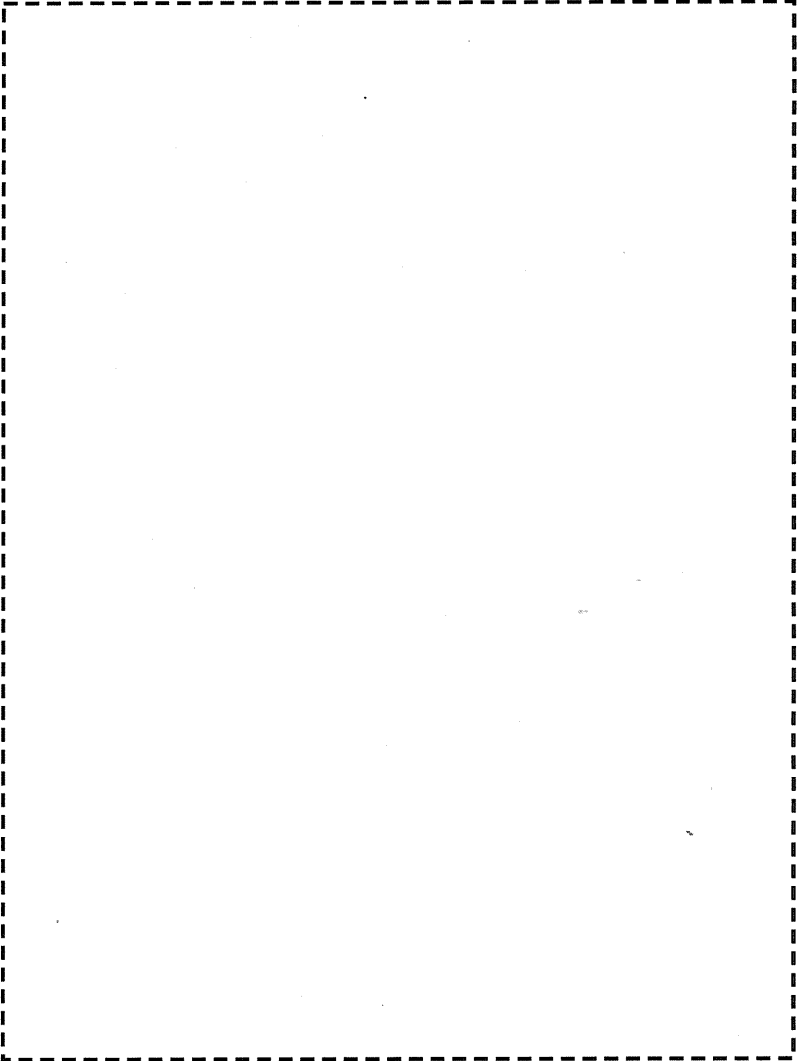
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

令和 3 年 6 月 9 日 申請

令和 3 年 8 月 3 日 補正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第11章第52条 （省略）</p> <p>（関連図表）</p> <p>第I-1図～第I-2-(20)図 （省略）</p>	<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第11章第52条 （変更なし）</p> <p>（関連図表）</p> <p>第I-1図～第I-2-(20)図 （変更なし）</p>	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1-2-(21)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(2)</p> 	<p style="text-align: center;">第1-2-(21)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(2)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を撤去し、壁に戻すため ・記載の適正化を図るため

変 更 前	補 正 後	変更理由
第I-2-(22)図~第I-3図 (省略) 第I-1-(1)表~第I-12表 (省略)	第I-2-(22)図~第I-3図 (変更なし) 第I-1-(1)表~第I-12表 (変更なし)	

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第32条 (省略)</p> <p>(廃油の処理及び保管)</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、<u>保管</u>を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼するとともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(記載なし)</p> <p>第4章第34条～第5章第40条 (省略)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第II-1-(I)-イ表～第II-6表 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第32条 (変更なし)</p> <p>(廃油の処理及び保管)</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、<u>保管廃棄</u>を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼するとともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p><u>6. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いて難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う場合は、廃油保管庫に保管中の廃油又はJ棟内で発生した廃油を試料として供試することができる。なお、J棟への廃油保管庫の廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</u></p> <p>第4章第34条～第5章第40条 (変更なし)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第II-1-(I)-イ表～第II-6表 (変更なし)</p>	<p>第33条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表現の見直し） ・廃油保管庫に保管中の廃油に係る記載を追加するため

変更前			補正後			変更理由			
第Ⅱ-7表 固体廃棄施設の名称と保管能力			第Ⅱ-7表 固体廃棄施設の名称と保管能力			・ 廃油保管庫に保管中の廃油を試料とした試験で発生した残さの保管場所を明確化するため			
施設名	固体廃棄施設名称	保管能力(本)(注1)	施設名	固体廃棄施設名称	保管能力(本)(注1)				
B棟	B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系 150(注2) プルトニウム系 200(注3)	B棟	B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系 150(注2) プルトニウム系 200(注3)				
CPF	クレーンホール、サービスエリア(1階及び地階)、輸送容器保管室、廃棄物倉庫(1)、廃棄物倉庫(2)	575	CPF	クレーンホール、サービスエリア(1階及び地階)、輸送容器保管室、廃棄物倉庫(1)、廃棄物倉庫(2)	575				
	廃棄物貯蔵庫	288(注4)		廃棄物貯蔵庫	288(注4)				
J棟	補修調整室	80(注2)	J棟	補修調整室	80(注2)				
	第一保管室(注5)	0		第一保管室(注5)	0				
	第二保管室	40(注2)		第二保管室	40(注2)(注6)				
	資材保管室(3)	40(注2)		資材保管室(3)	40(注2)				
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10(注2)	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10(注2)				
ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	貯蔵庫(1~2階)	15 000(注2)	ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	貯蔵庫(1~2階)	15 000(注2)
		第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	保管室(1~4階)	30 600(注2)			第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	保管室(1~4階)	30 600(注2)
		焼却施設	炉室(I)、保管室	70(注2)			焼却施設	炉室(I)、保管室	70(注2)
		廃油保管庫	保管室	4(注2)			廃油保管庫	保管室	4(注2)
		廃水処理室	廃水処理室	2(注2)			廃水処理室	廃水処理室	2(注2)
		M棟	工程室	50(注2)			M棟	工程室	50(注2)
(注1) 200リットルドラム缶換算の本数 (注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設(CPFを除く。)の保管能力はこれらの内数である。 (注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。 (注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数 (注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。			(注1) 200リットルドラム缶換算の本数 (注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設(CPFを除く。)の保管能力はこれらの内数である。 (注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。 (注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数 (注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。 <u>(注6) 水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶は、第二保管室の固体廃棄物を保管する場所の中で管理区域境界から最も離れたエリアをドラム缶1本分区分画し、その中に保管する。</u>						

変 更 前	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第三編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (省略)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第二編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第三-4-(1)表から第三-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第三-4-(2)表、第三-4-(3)表若しくは第三-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第三-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備 <u>1</u> から <u>16</u> に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備 <u>1</u> から <u>16</u> に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第三編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第二編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第三-4-(1)表から第三-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第三-4-(2)表、第三-4-(3)表若しくは第三-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第三-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備 <u>1</u>、<u>2</u> 及び <u>4</u> から <u>16</u> に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備 <u>1</u>、<u>2</u> 及び <u>4</u> から <u>16</u> に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p>	<p>第27条の2</p> <p>・解体・撤去が終了した解体前廃棄物一時保管設備3に係る記載を削除するため</p>

変 更 前	補 正 後	変更理由
第4章第28条～第5章第29条 (省略)	第4章第28条～第5章第29条 (変更なし)	
(関連図表)	(関連図表)	
第Ⅲ-1-(1)表 (省略)	第Ⅲ-1-(1)表 (変更なし)	
第Ⅲ-1-(2)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (貯蔵庫)	第Ⅲ-1-(2)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (貯蔵庫) (表題のみの変更)	第Ⅲ-1-(2)表～第Ⅲ-1-(8)表 ・記載の適正化を図るため
第Ⅲ-1-(3)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (ウラン貯蔵庫)	第Ⅲ-1-(3)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (ウラン貯蔵庫) (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(4)表 プルトニウム燃料第一開発室 ウラン貯蔵庫内のフード <u>毎</u> の制限量	第Ⅲ-1-(4)表 プルトニウム燃料第一開発室 ウラン貯蔵庫内のフード <u>ごと</u> の制限量 (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その1)	第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その1) (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その2)	第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その2) (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (貯蔵庫等)	第Ⅲ-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (貯蔵庫等) (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (乾式工程)	第Ⅲ-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (乾式工程) (表題のみの変更)	
第Ⅲ-1-(8)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (加工工程)	第Ⅲ-1-(8)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (加工工程) (表題のみの変更)	

変更前						補正後						変更理由
第三-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット 毎 の制限量 (回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第三-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット ごと の制限量 (回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・記載の適正化を図るため ・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
F-102	D033	D-33	1.2 ^{注2)}	半乾燥系	Pu (90 %Pu*)	<u>(削る)</u>						
F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX	F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) <u>グローブボックスNoD-33の制限量の内訳は、核燃料物質付着物が最大 200 gPu*以下、灰化物が最大 1.0 kgPu*以下とする。</u>						注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 <u>(削る)</u>						・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため

変更前						補正後						変更理由																																																																																																																																																																												
第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量（その他の工程等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・記載の適正化を図るため ・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため ・解体・撤去が終了したグローブボックス No. W-9 及び F-1（一部）に係る記載を削除するため ・当該設備を解体・撤去する設備とするため																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F-101</td> <td>D023</td> <td>D-23</td> <td>4.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td>D029^{注2)}</td> <td>D-29</td> <td>1.1</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A-104</td> <td>W004</td> <td>W-4^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W006</td> <td>W-6-1^{注4)}、 W-6-2^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">(記載なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F-104</td> <td>W005</td> <td>W-5^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W009</td> <td>W-9^{注4)}</td> <td>3.24</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>C-122</td> <td>H005</td> <td>H-5</td> <td>11.2</td> <td>半乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-125</td> <td>X001</td> <td>B-1、B-2</td> <td>7.8</td> <td>半乾燥系</td> <td>貯蔵庫等と共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">F-114</td> <td>W021</td> <td>W-21^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W023</td> <td>W-23^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W025</td> <td>W-25^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W027</td> <td>W-27^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W031</td> <td>W-31^{注4)}</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align:center;">(記載なし)</td> </tr> </tbody> </table>	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系		注3)	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)	A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系		(記載なし)						F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		W009	W-9 ^{注4)}	3.24	半乾燥系	高富化MOX	C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用	F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		(記載なし)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F-101</td> <td>D023</td> <td>D-23</td> <td>4.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td>D029^{注2)}</td> <td>D-29</td> <td>1.1</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A-104</td> <td>W004</td> <td>W-4^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W006</td> <td>W-6-1^{注4)}、 W-6-2^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F-102</td> <td>D033</td> <td>D-33</td> <td>0.24</td> <td>減速系</td> <td>注5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F-104</td> <td>W005</td> <td>W-5^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align:center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td>C-122</td> <td>H005</td> <td>H-5</td> <td>11.2</td> <td>半乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-125</td> <td>X001</td> <td>B-1、B-2</td> <td>7.8</td> <td>半乾燥系</td> <td>貯蔵庫等と共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">F-114</td> <td>W021</td> <td>W-21^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W023</td> <td>W-23^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W025</td> <td>W-25^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W027</td> <td>W-27^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W031</td> <td>W-31^{注4)}</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C-217</td> <td>C027</td> <td>C-24 ~ C-27^{注4)}</td> <td>0.05</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C028</td> <td>C-28^{注4)}</td> <td>0.05</td> <td>減速系</td> <td>OP-10を接続</td> </tr> </tbody> </table>	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)	A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系		F-102	D033	D-33	0.24	減速系	注5)	F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		(削る)					C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用	F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系		C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考																																																																																																																																																																																			
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)																																																																																																																																																																																			
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)																																																																																																																																																																																			
A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
	W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
(記載なし)																																																																																																																																																																																								
F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
	W009	W-9 ^{注4)}	3.24	半乾燥系	高富化MOX																																																																																																																																																																																			
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系																																																																																																																																																																																				
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用																																																																																																																																																																																			
F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系																																																																																																																																																																																				
(記載なし)																																																																																																																																																																																								
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考																																																																																																																																																																																			
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)																																																																																																																																																																																			
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)																																																																																																																																																																																			
A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
	W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
F-102	D033	D-33	0.24	減速系	注5)																																																																																																																																																																																			
F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																																																																																																				
	(削る)																																																																																																																																																																																							
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系																																																																																																																																																																																				
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用																																																																																																																																																																																			
F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																																																																																																			
	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系																																																																																																																																																																																				
C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系																																																																																																																																																																																				
	C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10を接続																																																																																																																																																																																			
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉砕媒体として使用する。 なお、U-Ti合金中の ²³⁵ Uは、制限量に含めて質量管理を行う。 注3) 高富化MOX、PuO ₂ 原料粉又はPu(90%Pu*)とする。 注4) 解体・撤去する設備。 注5) %は、質量分率を示す。	注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉砕媒体として使用する。 なお、U-Ti合金中の ²³⁵ Uは、制限量に含めて質量管理を行う。 注3) 高富化MOX、PuO ₂ 原料粉又はPu(90%Pu*)とする。 注4) 解体・撤去する設備。 注5) 核燃料物質付着物が収納されている容器の開封、収納物の点検、廃棄物容器の詰め替えを実施する灰化試験室(F-102)の場所を含む。 注6) %は、質量分率を示す。	・記載の適正化を図るため ・記載の適正化を図るため																																																																																																																																																																																						
第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニット毎の制限量(その1)	第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量(その1) (表題のみの変更)																																																																																																																																																																																							

変更前						補正後						変更理由
第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット毎の制限量(その2)						第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニットごとの制限量(その2)						・記載の適正化を図るため ・受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用を開始するため
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考	臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考	
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着 率(含有 率)の分 類 ^{注2)}				質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着 率(含有 率)の分 類 ^{注2)}			
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
(記載なし)						UFP-20	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9		
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		
※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						

